

ひばりが丘中学校の特別支援学級開設に伴い

中学校特別支援学級の 通学区域を変更します

令和4年度から移転後のひばりが丘中学校に特別支援学級（固定級）を開設します。

教育委員会では、保護者・学校長で構成された検討懇談会において、中学校特別支援学級の通学区域について見直しを進めてまいりました。

この度、令和4年度から適用する通学区域が決定しましたのでお知らせします。

新しい特別支援学級通学区域（裏面の通学区域図を参照）

中学校	新通学区域の住所
田無第一中学校	芝久保町1～3丁目、新町全域、田無町2～6丁目、南町全域、向台町全域
保谷中学校	泉町1丁目1～4・15・16番、2丁目1～5・17～20番、3丁目、田無町1丁目、中町1・3～6丁目、東町5・6丁目、東伏見全域、富士町全域、保谷町全域、柳沢全域
青嵐中学校	泉町2丁目13～15番、4～6丁目、北町全域、栄町全域、下保谷全域、住吉町1丁目1～3・21番、2～6丁目、中町2丁目、東町1～4丁目、ひばりが丘1丁目、ひばりが丘北全域、谷戸町2丁目15・16番、3丁目19～28番
ひばりが丘中学校	泉町1丁目5～14・17番、2丁目6～12・16番、北原町全域、住吉町1丁目4～20番、芝久保町4・5丁目、西原町全域、田無町7丁目、ひばりが丘2～4丁目、緑町全域、谷戸町1丁目、2丁目1～14番、3丁目1～18番

特別支援学級在籍者を対象としたご案内（Q&A）

Q1 在籍校に継続して通学できますか

現在、在籍している中学校に令和4年度以降も引き続き通学できます。
この場合、お手続きは不要です。

検討懇談会報告書



市HPで公開しています

Q2 新しい通学区域の中学校に転校できますか

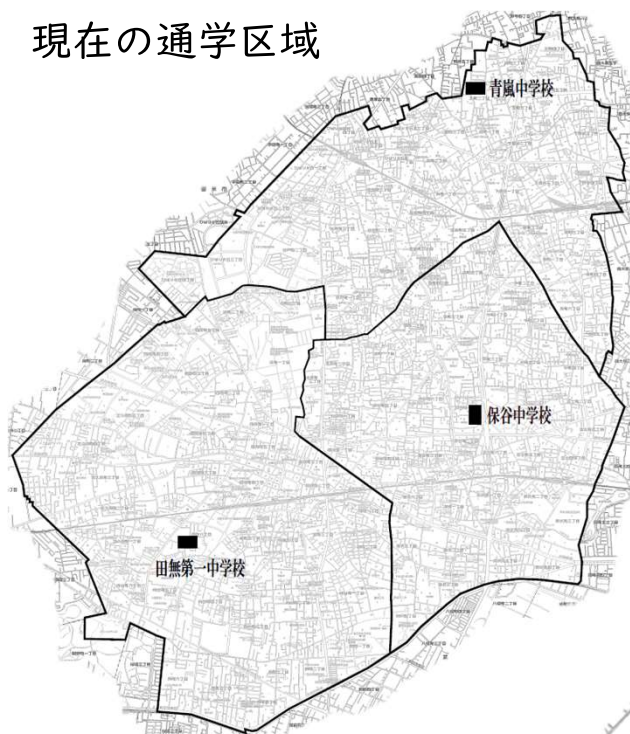
お住まいの地域の通学区域が変更になる場合、
変更後の中学校に令和4年度から転校することができます。

対象となる地域・学年のお子さまには、各在籍校を通じて、7月を目途に進学先調査を実施しますので、転校希望の有無を記載して提出してください。

Q3 弟・妹を兄・姉が通学している中学校に入学させることはできますか

入学時に兄・姉が在学している場合は「指定校変更制度」による申立てができます。

現在の通学区域



新通学区域

